

平成二十年十月二十九日

青森県教育委員会 第二百八十二回臨時会

期 日 平成二十年十月二十九日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一 開 会

二 議 案

議案第一号	平成二十一年度青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員 人事異動方針案	1
議案第二号	平成二十一年度県費負担教職員人事異動方針案	4
議案第三号	平成二十一年度県立学校職員人事異動方針案	8
議案第四号	平成二十一年度青森県立高等学校（全日制の課程）入学者募集人員について	11
議案第五号	平成二十一年度青森県立高等学校（定時制の課程）入学者募集人員について	20
議案第六号	平成二十一年度青森県立高等学校（通信制の課程）入学者募集人員について	22
議案第七号	平成二十一年度青森県立八戸水産高等学校専攻科入学者募集人員について	23
議案第八号	平成二十一年度青森県立特別支援学校高等部入学者募集人員について	24
議案第九号	平成二十一年度青森県立特別支援学校専攻科入学者募集人員について	27
議案第十号	平成二十一年度青森県立中学校入学者募集人員について	29

三 その他

議案第一号

平成二十一年度青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）
の職員人事異動方針案

平成二十一年度青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員人事異動方針を次の
とおり定める。

平成二十一年度青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員人事異動方針

青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。以下同じ。）の職員の人事異動については、教育行政を適正かつ積極的に推進するため、職員の志気の高揚を図るとともに、組織が活力あるものとして有効に機能しうるよう次の方針により行うものとする。

一 基本方針

- (1) 特性、能力等を十分考慮して、職員の適正配置を図る。
- (2) 本庁と出先機関及び教育機関の職員の交流を積極的に行う。
- (3) 学校及び知事部局等其他の執行機関の職員との交流について配慮する。
- (4) 能力、成果重視の昇任を行う。

二 実施方針

- (1) 次に掲げる基準に該当する職員については、専門職種に従事している職員等真にやむを得ない者を除き、努めて転任させるものとする。

ア 班長級以上の職員（グループリーダー以外の主幹を除く。以下「役付職員」という。）

にあつては、同一の職に三年以上在職している者及び同一の所属所に役付職員として五年以上勤務している者並びに役付職員の期間と役付職員以外の職員の期間を合わせて同一の所属所に七年以上勤務している者

イ 役付職員以外の職員（技能労務職員を除く。）にあつては、同一の所属所に五年以上勤務している者

ウ 技能労務職員にあつては、同一の所属所に長期間（おおむね十年）勤務している者

エ 指導主事及び社会教育主事にあつては、同一の所属所に五年以上勤務している者

(2) 職員配置に当たつては、ジョブローテーションにより、計画的に多分野の業務を経験させ能力の育成、開発を図る。

(3) 女性職員の多様な分野での登用に配慮する。

(4) 近親者（四親等以内）の同一所属所への配置は行わないものとする。

(5) 職員の昇任については、能力・実績主義を第一義とし、日頃の業務の成果を重視しながら、適任者を昇任させるものとする。

議案第二号

平成二十一年度県費負担教職員人事異動方針案

平成二十一年度県費負担教職員人事異動方針を次のとおり定める。

平成二十一年度県費負担教職員人事異動方針

全体的な視野に立って、教職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期するため、市町村教育委員会との緊密な連携のもと、次の方針によって、市町村立学校の県費負担教職員の異動を行う。

一 基本方針

- (1) 教育効果の向上を図るための異動を積極的に推進する。
- (2) 地域及び学校の特性を勘案のうえ、職員組織の適正化に努める。
- (3) へき地学校の職員組織の充実強化を図る。
- (4) 特別支援教育に当たる教員の適正配置に努める。
- (5) 勤務地の固定化の解消に努める。
- (6) 広域にわたる人事の交流を推進する。

二 実施方針

- (1) 年齢、経歴、性別、特性等を考慮して職員組織の適正を図る。中学校の場合は、特に所持免許状の教科（又は得意教科）を十分考慮する。
- (2) 同一校勤務三年未満の者は、原則として転任させない。

- (3) 同一校勤務十年以上の者は、努めて転任させる。
- (4) 同一町村に引き続き十年以上勤務した者及び同一市に引き続き十五年以上勤務した者は、他の市町村へ努めて転任させる。
- (5) 校長、教頭等については、全県的な視野で交流を図る。
- (6) 校長の新規採用及び教頭の昇任に当たっては、原則として他の市町村に配置する。
- (7) 新規採用者の配置については、初任者研修の実施等を考慮し、必要な調整を行う。また、特別の事情がある場合のほか、努めて出身地を避ける。
- (8) 計画的他管交流により転出した者については、他管交流者名簿を作成し、原則として三年勤務したのちに、特に意を用いて異動させる。
- (9) へき地学校に相当期間勤務した者については特に意を用い、へき地学校勤務者名簿を作成し、希望地又はへき地学校以外の学校との交流を図る。
- (10) 特別支援学級担当者については特に意を用い、有能かつ適格な者を適正に配置するように努める。
- (11) 特別の事情がある場合のほか、近親者の同一校勤務を避ける。

県費負担教職員人事異動方針新旧対照表

<p>平成二十一年度県費負担教職員人事異動方針</p>	<p>平成二十年度県費負担教職員人事異動方針</p>
<p>全県的な視野に立って、教職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期するため、市町村教育委員会との緊密な連携のもと、次の方針によって、市町村立学校の県費負担教職員の異動を行う。</p> <p>二 実施方針</p> <p>(4) 同一町村に引き続き十年以上勤務した者及び同一市に引き続き十五年以上勤務した者は、他の市町村へ努めて転任させる。</p> <p>(7) 新規採用者の配置については、<u>初任者研修の実施等</u>を考慮し、<u>必要な調整</u>を行う。また、<u>特別の事情</u>がある場合のほか、<u>努めて出身地を避ける</u>。</p> <p>(8) 計画的他管交流により転出した者については、<u>他管交流者名簿</u>を作成し、<u>原則として三年勤務したの</u>ちに、特に意を用いて異動させる。</p>	<p>全県的な視野に立って、教職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期するため、市町村教育委員会との緊密な連絡のもと、次の方針によって、市町村立学校の県費負担教職員の異動を行う。</p> <p>二 実施方針</p> <p>(4) 同一市町村に相当期間勤務した者は、他の市町村へ努めて転任させる。</p> <p>(7) 新規採用者の配置については、<u>必要な調整</u>を行う。また、<u>特別の事情</u>がある場合のほか、<u>出身地を避ける</u>。</p> <p>(8) 計画的他管交流により転出した者については、<u>他管交流者名簿</u>を作成し、<u>相当期間勤務したの</u>ちに、特に意を用いて異動させる。</p>

議案第三号

平成二十一年度県立学校職員人事異動方針案

平成二十一年度県立学校職員人事異動方針を次のとおり定める。

平成二十一年度県立学校職員人事異動方針

職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期すため、次の方針によって県立学校職員
の異動を行う。

一 基本方針

- (1) 教育効果の向上を図るための異動を積極的に推進する。
- (2) 地域及び学校の特性を勘案のうえ、職員組織の適正化に努める。
- (3) 郡部と市部、高等学校と特別支援学校並びに高等学校の各課程間、本校と分校（校舎を含む）
以下同じ。）との相互の交流を図る。
- (4) 市町村教育委員会との連携を密にして、市町村立学校職員との交流を考慮する。
- (5) 勤務校の固定化の解消に努める。

- (6) 広域にわたる人事の交流を推進する。

二 実施方針

- (1) 年齢、経歴、性別、特性、所持免許状の教科等を考慮して、職員組織の適正を図る。
- (2) 教頭及び事務長については、特に意を用い、適任者の配置に努める。
- (3) 同一校（全日制・定時制・通信制の各課程及び分校はそれぞれ一校と見なす。以下同じ。）勤務三年未満の者は、原則として転任させない。
- (4) 同一校勤務十年以上の者は、原則として転任させる。
- (5) 分校、定時制課程又は通信制課程に相当期間勤務した者は、特に意を用いて異動させる。
- (6) 校長の新規採用に当たっては、原則として他の地域に配属する。
- (7) 新規採用者の配置については、特別の事情がある場合のほか、出身地を避ける。
- (8) 特別の事情がある場合のほか、近親者の同一校勤務を避ける。
- (9) 関係学校長の意見を聞いて異動の適正を期する。

議案第四号

平成二十一年度青森県立高等学校（全日制の課程）入学者募集人員について

平成二十一年度青森県立高等学校（全日制の課程）入学者募集人員を、次のとおり定める。

平成二十一年度青森県立高等学校（全日制の課程）入学者募集人員

学 校 名		学 科		募 集 人 員
青森県立青森高等学校	森高等学校	普 通 科	普 通 科	二八〇
青森県立青森西高等学校	西高等学校	普 通 科	人 文 科	二〇〇
青森県立青森東高等学校	東高等学校	普 通 科	普 通 科	二四〇
青森県立青森北高等学校	北高等学校	普 通 科	ス ポ ー ツ 科 学 科	二〇〇
今別校舎		普 通 科	普 通 科	二四〇
青森県立青森南高等学校	南高等学校	普 通 科	外 国 語 科	二〇〇
青森県立青森中央高等学校	中央高等学校	普 通 科	普 通 科	二四〇
青森県立青森戸山高等学校	戸山高等学校	普 通 科	美 術 科	三〇〇
青森県立浪岡高等学校	岡高等学校	普 通 科	普 通 科	二〇〇
青森県立浪岡高等学校	岡高等学校	商 業 科	商 業 科	七〇
青森県立平内高等学校	内高等学校	普 通 科	普 通 科	一〇五
青森県立五所川原高等学校	川原高等学校	普 通 科	理 数 科	二〇〇
青森県立五所川原高等学校	川原高等学校	普 通 科	理 数 科	四〇
青森県立五所川原高等学校	川原高等学校	普 通 科	計 数 科	二四〇

青森県立十和田西高等学校		観光科	計	七〇	
青森県立三本木高等学校		普通科	計	三四〇	
青森県立尾上総合高等学校		普通科	計	二〇〇	
青森県立黒石高等学校		看護科	計	二〇〇	
青森県立岩木高等学校		普通科	計	一六〇	
大鰯校舎		普通科	計	一〇五	
青森県立弘前南高等学校		普通科	計	四〇	
青森県立弘前中央高等学校		人文科	計	二四〇	
青森県立弘前高等学校		普通科	計	二四〇	
青森県立中里高等学校		普通科	計	二八〇	
青森県立田高等学校		普通科	計	七〇	
青森県立柳高等学校		普通科	計	七〇	
青森県立沢高等学校		普通科	計	一〇五	
深浦校舎		総合学科	計	一〇五	
青森県立木造高等学校		総合学科	計	二四〇	
青森県立金木高等学校		普通科	計	七〇	
学 校 名		学 科	募 集 人 員		

青森県立八戸北高等学校	青森県立八戸東高等学校	青森県立八戸高等学校	青森県立大間高等学校	青森県立大川内校舎	青森県立大湊高等学校	大畑校舎	青森県立田名部高等学校	青森県立六ヶ所高等学校	青森県立百石高等学校	青森県立六戸高等学校	青森県立七戸高等学校	青森県立野辺地高等学校	青森県立三沢高等学校	学 校 名							
普通科	表 計 現 科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	英語科	普通科	普通科	食物調理科	商業科	普通科	普通科	総合学科	普通科	英語科	普通科	学 科			
二四〇	一九〇	三〇〇	一六〇	二八〇	七〇	四〇	二〇〇	二四〇	四〇	二〇〇	七〇	二〇〇	四〇	四〇	二〇〇	一六〇	一六〇	二四〇	四〇	二〇〇	募 集 人 員

青森県立十和田工業高等学校										青森県立弘前工業高等学校										青森県立五所川原工業高等学校										学 校 名
機 械 科	電 子 機 械 科	電 気 機 械 科	電 子 機 械 科	電 気 機 械 科	機 械 科	計	イ ン テ リ ア 科	建 築 科	土 木 科	情 報 技 術 科	電 子 機 械 科	電 気 機 械 科	電 子 機 械 科	機 械 科	計	情 報 技 術 科	電 子 機 械 科	電 気 機 械 科	電 子 機 械 科	機 械 科	学 科									
						二八〇															募 集 人 員									
						七〇															三五									
						三五															三五									
						三五															三五									
						三五															三五									
						三五															三五									
						三五															三五									
						三五															三五									
						二一〇															一七五									

青森県立青森商業高等学校													青森県立南部工業高等学校													青森県立八戸工業高等学校													青森県立むつ工業高等学校													学 校 名
計	情報処 理科	会計科	商業科	設備シ ステム科	建築科	計	材料技 術科	土木科	情報技 術科	電子科	電気科	電子機 械科	機械科	計	設備シ ステム科	電子科	電気科	電子機 械科	機械科	学 科	募 集 人 員																															
二四〇	八〇	四〇	一二〇	七〇	三五	三五	二四五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	一七五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五																															

議案第五号

平成二十一年度青森県立高等学校（定時制の課程）入学者募集人員について

平成二十一年度青森県立高等学校（定時制の課程）入学者募集人員を、次のとおり定める。

平成二十一年度青森県立高等学校（定時制の課程）入学者募集人員

学 校 名	学 科	募 集 人 員		
		計	夜間部	午前部
青森県立北斗高等学校※	普通科	四〇	四〇	四〇
青森県立五所川原高等学校※	普通科	一一〇	四〇	四〇
青森県立弘前中央高等学校※	普通科	四〇	四〇	
青森県立黒石高等学校※	普通科	四〇	四〇	
青森県立尾上総合高等学校※	普通科	四〇	四〇	
青森県立三沢高等学校※	普通科	四〇	四〇	
青森県立田名部高等学校※	普通科	四〇	四〇	
青森県立八戸中央高等学校※	普通科	四〇	四〇	四〇
青森県立青森工業高等学校※	工業技術科	四〇	四〇	
青森県立弘前工業高等学校※	工業技術科	四〇	四〇	
青森県立八戸工業高等学校※	工業技術科	四〇	四〇	
青森県立金木高等学校	普通科	四〇	四〇	
市浦分校	普通科	四〇	四〇	
合 計		六四〇人	二二〇	四二〇

(注) ※印を付した高等学校は、単位制による課程である。

議案第六号

平成二十一年度青森県立高等学校（通信制の課程）入学者募集人員について

平成二十一年度青森県立高等学校（通信制の課程）入学者募集人員を、次のとおり定める。

平成二十一年度青森県立高等学校（通信制の課程）入学者募集人員

学 校 名	学 科	募 集 人 員
青森県立北 斗高等学校	普 通 科	五〇〇

（注）通信制の課程は、単位制による課程である。

議案第七号

平成二十一年度青森県立八戸水産高等学校専攻科入学者募集人員について

平成二十一年度青森県立八戸水産高等学校専攻科入学者募集人員を、次のとおり定める。

平成二十一年度青森県立八戸水産高等学校専攻科入学者募集人員

青森県立八戸水産高等学校		学 校 名	学 科	募 集 人 員
計	機 関 科	漁 業 科		一〇
				一〇
				二〇

議案第八号

平成二十一年度青森県立特別支援学校高等部入学者募集人員について

平成二十一年度青森県立特別支援学校高等部入学者募集人員を、次のとおり定める。

平成二十一年度青森県立特別支援学校高等部入学者募集人員

学 校 名		学 科			募 集 人 員
青森県立盲学校		保健医療科	普通科		八
青森県立青森聾学校		普通科			八
青森県立青森第二養護学校		普通科			一六
青森県立青森第一高等養護学校		普通科			三〇
青森県立青森第二高等養護学校		普通科			二五
青森県立浪岡養護学校		普通科			二五
青森県立弘前第一養護学校		普通科			一一
青森県立弘前第二養護学校		普通科			六
		計			
		産業科			三二

合 計 二六一人	青森県立むつ養護学校	青森県立七戸養護学校	青森県立黒石養護学校	青森県立森田養護学校	青森県立八戸第二養護学校	青森県立八戸第一養護学校	学 校 名
	普 通 科	普 通 科	普 通 科	普 通 科	普 通 科	普 通 科	学 科
	一四	一一	一一	一四	三八	二〇	募 集 人 員

議案第九号

平成二十一年度青森県立特別支援学校専攻科入学者募集人員について

平成二十一年度青森県立特別支援学校専攻科入学者募集人員を、次のとおり定める。

平成二十一年度青森県立特別支援学校専攻科入学者募集人員

青森県立盲学校	学 校 名
理療科	学 科
八	募 集 人 員

議案第十号

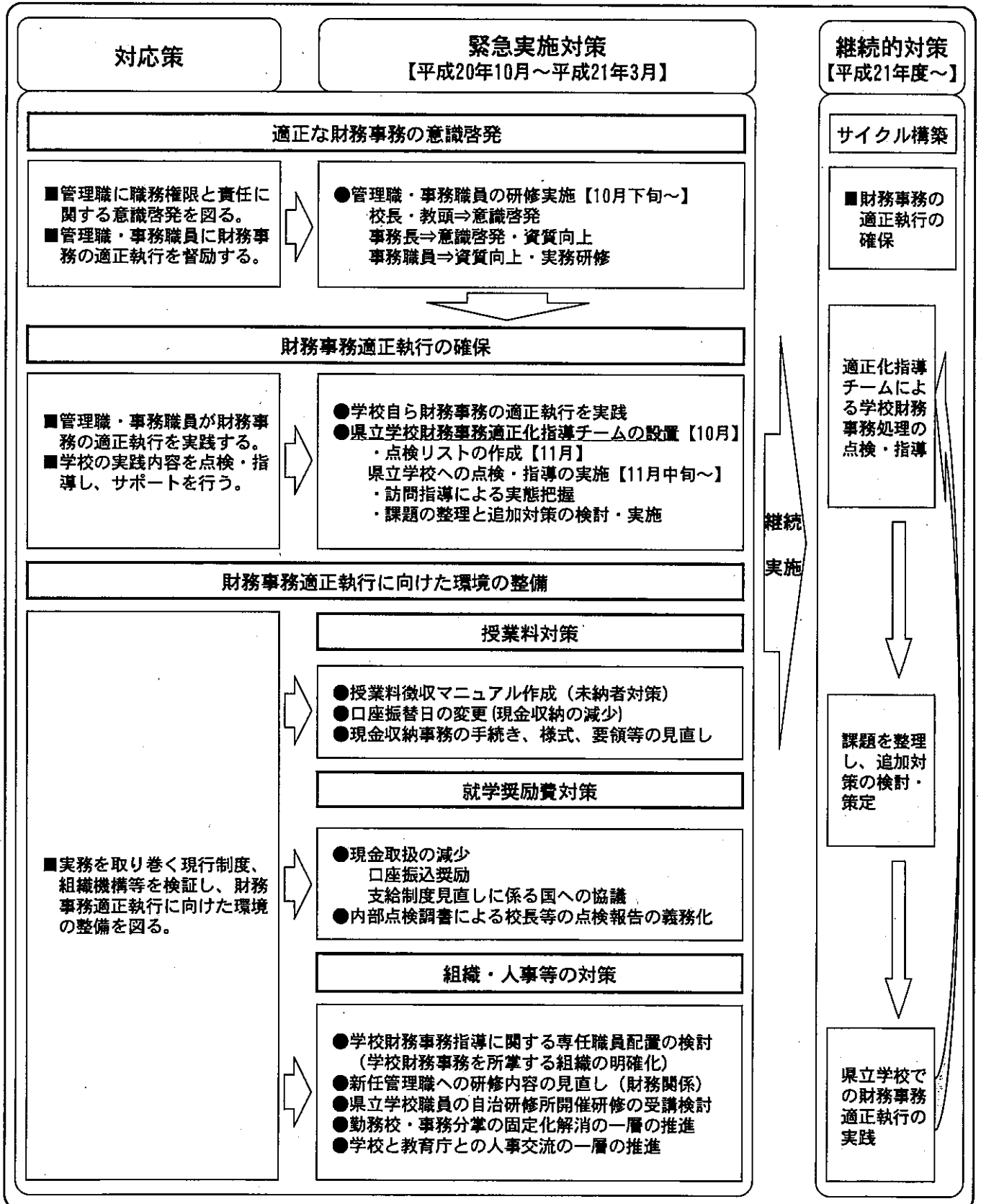
平成二十一年度青森県立中学校入学者募集人員について

平成二十一年度青森県立中学校入学者募集人員を、次のとおり定める。

平成二十一年度青森県立中学校入学者募集人員

学 校 名	募 集 人 員
青森県立三本木高等学校附属中学校	八〇

県立学校の財務事務適正化に関する対策について



県立学校財務事務適正化指導チームの取組内容

目的

県立学校の財務事務の執行に対し、点検・指導・把握・改善を行うことにより、財務事務適正執行の確保を図る。

組織

- ・ 平成20年10月28日設置。
- ・ チーム員は、本庁各課の職員の中から教育長が指名する。
- ・ 教育次長をチームリーダーに、本庁各課の職員15名で構成する。

取組内容

